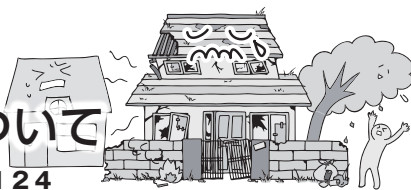


老朽危険空家 除却補助金について

産業建設課管理係（18番窓口） ☎64-1124



老朽危険空家とは？

※以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① おおむね年間を通して居住の実態がなく、今後も居住の見込みがないもので、建物面積の2分の1が居住用に使われているもの。
- ② 和歌山県空家等対策推進協議会が作成した特定空家の判断基準に基づく判定が100点以上のもの。

補助対象住宅

※以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 町内に現存する老朽危険空家であること。
- ② 本補助金以外に除却に係る他の助成金の交付を受けていない、または受ける予定がないこと。
- ③ 同一敷地内においてこの補助金を受けて老朽危険空家

倒壊などのおそれがある空家の除却を促進し、町民のみなさんの安全・安心で良好な住環境の向上を図るため、湯浅町では老朽危険空家の除却費用の一部を補助する制度を今年度から実施します。

の除却を行っていないもの。

- ④ 個人が所有する住宅であること。
- ⑤ 所有権以外の権利（抵当権など）が設定されていない住宅であること。ただし、所有権以外の権利が設定されているも所有権以外の権利者が住宅の除却に同意していれば可能です。

補助対象者（申請者）

※以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 以下のいずれかに該当する方
 - （A）補助対象住宅の所有者として登記事項証明書・未登記の場合は固定資産課税台帳に登録されている方法人及び団体は除きます。）
 - （B）（A）に規定する方の相続人。
 - （C）（A）または（B）に規定する方から補助対象住宅の除却につ

補助対象工事

※以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 建設業法の許可又は建設リサイクル法の登録を受けている者が行う工事であること。
- ② 補助対象住宅とその敷地内にある工作物（門、塀など）の全てを除却する工事であること。

注意

- ① 上記要件を満たしていても次のいずれかに該当する工事は補助対象工事とはなりません。
 - （1）補助金の交付を決定する前に着手した工事
 - （2）他の制度による助成金の交付を受けようとする工事

補助対象経費と補助金の交付額

- ③ 補助対象住宅の一部を除却する工事
- ④ 補助対象住宅の建て替えを目的とした工事
- 補助金の交付の対象となる経費は補助対象工事に要する経費で、家財道具、門、塀、機械及び車両等の処分に係るものと、地下埋設物（浄化槽等）の除却に係る分を除いた分となります。
- 補助対象工事に要する経費の10分の8（上限80万円）（ただし、補助対象工事に要する経費または、国土交通大臣が定める標準除却費のいずれか少ない方）
- 予算の範囲内での補助となります。予算がなくなり次第終了となります。
- 除却を行う前に申請を行っていただく必要があります。
- 事前に産業建設課管理係までご相談ください。



一般社団法人

700MHz利用推進協会 からのお知らせ

スマートフォン普及に伴うデータ通信速度の低下等の改善のため、携帯電話事業者が設立した一般社団法人700MHz利用推進協会が、700MHz帯の電波利用に伴うテレビ映像の障害に対して、無料で訪問、調査、工事を行っています。また5月23日には試験電波の照射も行なわれます。それに伴いチラシが投函されたり作業員が訪問することがありますが、特殊詐欺ではありません。

お問い合わせ先：700MHz（メガヘルツ）テレビ受信障害対策コールセンター

☎0120-700-012

（受付時間 9:00～22:00 年中無休）

※IP電話等で上記電話番号につながらない場合は、050-3786-0700（有料）までおかけください。



詳しい情報は 700MHz

検索



テレビの受信障害対策についてのご理解 & ご協力のおねがい



湯浅町定住促進奨励金制度について



定住促進と地域の活性化を図るため、湯浅町内に住宅を新築又は購入しようとする若年層の方を対象に住宅取得の支援を実施します。来年3月までに完成が見込まれる方は、ぜひお申し込みください。

奨励金額 30万円（ただし、予算の範囲内です）

申込み 事前協議が必要ですので、10月31日（木）までに事前協議書を産業建設課に提出してください。（その後、申請書の提出となります。）

奨励対象となる要件

申請者要件

- 申請日において湯浅町に定住の意志を持って居住していること。
- 申請者が40歳以下であること。ただし、婚姻している夫婦の場合、いずれかが40歳以下であること。
- 取得した住宅の所有者が申請者本人であること。ただし婚姻している夫婦の場合は、夫婦のいずれか又は、共有であること。

住宅要件

- 指定期間内に住宅を湯浅町内に新築又は売買（建売住宅、中古住宅）により取得したもの。
- 玄関、居室、便所及び台所を備えており、延べ床面積50㎡以上のもの。
- 併用住宅の場合は、店舗・事務所等の部分を除いた住宅部分で①、②の条件を備えるもの。

詳しくは産業建設課管理係（18番窓口） ☎64-1124までお問い合わせください。